岩手県公安委員会の管理に属する事務手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。 平成21年3月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第27号

岩手県公安委員会の管理に属する事務手数料条例の一部を改正する条例

岩手県公安委員会の管理に属する事務手数料条例(平成12年岩手県条例第17号)の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--------------------|---|
| 別表第7(第2条関係) | 別表第7(第2条関係) |
| 道路交通法関係事務手数料 | 道路交通法関係事務手数料 |
| 事 務 名 称 金 額 機関等 | 事 務 名 称 金 額 指定試験 機関等 |
| [略] | [略] |
| 21 [略] [略] | 21 [略] [略] |
| | 22 法第97条の2第1項第3 認知機能検 講習 |
| | <u> 号イ又は第101条の4第2項</u> <u> 査員講習手</u> <u> 30分 350円</u> |
| | の認知機能検査を行う者に 数料 |
| | 対する講習 |
| [略] | [略] |
| 備考 改正部分は、下線の部分である。 | |

附則

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日から平成21年5月31日までの間におけるこの条例による改正後の岩手県公安委員会の管理に属する事務手数料条例別表第7の規定の適用については、同表の22の項中「法」とあるのは、「道路交通法の一部を改正する法律(平成19年法律第90号)による改正後の法」とする。